

## 令和5年度 第1回大阪府土砂災害対策審議会 議事要旨

日時 : 令和6年1月26日(金曜日) 10:00~11:55  
場所 : 大阪赤十字会館 302会議室  
出席者 : (委員) 小杉会長、阿部委員、近藤委員、竹之内委員、長島委員 (WEB)、松四委員  
計6名

### 内容

#### (1)会長の選任について

委員の互選により会長は小杉委員に決定した。

#### (2)近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方について

大阪府の土砂災害対策及び近年の土砂災害に関する最近の動向について、各委員の意見をいただいた。

これを踏まえ、次回の審議会では、より詳細に議論を進める。

概要 : [以下、○委員 ●事務局]

#### (1) 会長の選任について

委員の互選により会長は小杉委員に決定した。

#### (2) 近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方について

- 高精度な地形情報を使うと土砂災害警戒区域等が狭まるという可能性はあるのか。
- 区域が狭まるのではなく、高精度な地形情報を使うとこれまで抽出できなかった新たな危険箇所が抽出できるようになり、指定箇所数が増加することになる。
- 高精度な地形情報による新たな危険箇所の抽出について、勾配だけでなく、集水地形についても抽出可能かと考えられるので検討にいらしてはどうか。
- まずは府内で災害事例の多いがけ崩れを対象に抽出をすすめているところ。土砂・洪水氾濫の発生のおそれのある流域の抽出にあたっては、谷地形の抽出を行っており、その際に抽出できるものは調査の検討をしていきたい。
- ハザードマップやタイムラインを作ったあとの次のステップがしっかり続いているかどうか重要である。この点について、継続的な取り組みの検討や人材の育成など、全国にも様々な取り組みがあるので参考にしながら議論できればよい。
- 移転補助について、土砂災害特別警戒区域内の保全人家戸数に対する補助制度の利用実績数が非常に低い。これは働きかけが十分でなかったということではなく、おそらく効果が薄いということではないか。情報を整理して、重点的に働きかけを行うべきエリアの絞り込みをする必要があると考える。
- まずは制度を運用するというのをこの10年間進めてきた。情報を整理し、ターゲットを絞るということを今後検討したい。
- 不動産関連団体への土砂災害リスクの周知に関して、どれほど効果が出ているのか。警戒区域内にも新しい家があったりする。
- 特別警戒区域であれば、当該区域を外して家屋が建築されているが、一方警戒区域についてはリスクを示すことにより当該区域の居住に対する忌避感を促すものであり、定量的な効果については把握できていない。
- 流木対策について、主に堰堤より上流の施業者との連携は、どのような状況か。
- 砂防事業と施業者との連携はできていない。今後、土砂・洪水氾濫対策や流域治水砂防を進めていくうえで、府の森林担当部局と連携し、施業者との連携も検討していく必要があると考えている。
- 急傾斜地崩壊対策事業について、10箇所着手したとあるが、これはAランク箇所数に対してどれくらいの割合なのか。急傾斜地崩壊対策事業の進み具合をどう評価するのか。
- 急傾斜地崩壊対策事業については、Aランク箇所は相当数あるが、事業自体が要望事業となっ

- ているため、Aランク箇所の全てに対し事業を行っていくわけではない。
- 地形改変による新たな危険箇所の発生による指定と地形改変による指定区域の変更はどちらが多いのか。
  - 情報を整理し、次回以降にお示ししたい。
  - CLを見直したことにより、空振りが減ったとのことだが、実際に災害が発生したときの避難率というのは、どれぐらいか。
  - 発災時間にもよるが、令和5年6月の降雨の場合では、発災が日中ということもあり、実際に避難されていたかどうかはまでは、把握できていない。
  - 要配慮者については、施設で避難確保計画を作成しているとのことだが、高齢者等避難の発令で避難してもらうことになり、避難する回数が多くなるのではないか。避難が困難な方の避難回数が多くなるという矛盾が生じる。
  - 避難確保計画においては、施設の実情により水平避難するのか垂直避難するのかを決めていただいており、また市町村においてもメッシュ情報を見ながら、適切に避難情報を発出しているところ。
  - 「逃げる」施策の効果指標として、地域版ハザードマップの作成箇所数を用いることとなっているが、実効性を表すものとしては課題がある。特に住民にとってハザードが我が事として捉えられるかが重要。
  - 地域版ハザードマップ作成の際には、地域の方も参加し、身近なハザード情報を取り入れて、我が事のように考えながら作成できるようにしているため、一定の実効性はあるものと考えている。しかしながら、実態として避難率は向上していないことから、地域で率先して避難を呼びかける人材の育成など、市町村等と連携しながら取り組んでいきたい。
  - 補強補助と急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金の区分けは、補強制度はもっと活用されても良いと感じる。
  - 急傾斜地崩壊対策事業には採択要件があり、それに満たない場合の一定の支援として補強制度を創設した。補強制度については、制度自体が無い市町村もあり、その理由として危険な箇所に住み続けることを望ましく考えていないことが挙げられる。また移転の方が、補助限度額が手厚いということもある。
  - 施設整備により特別警戒区域が消え、住民は避難しなくてもよいとの意識になってしまわないか。
  - 施設整備にあたり、地域住民に対し工事説明会を行っている。説明にあたっては、施設ができたからと言って警戒区域が消えるわけではなく逃げる必要があること、また施設はあくまで逃げる時間を稼ぐためのものであり、計画を超える土砂災害は施設では防ぎきれない可能性があることを周知している。
  - 砂防堰堤の建設の際、土地所有者がわからないといった問題があるが、大阪府ではどうか。
  - 相続が多く発生し、地権者の特定に時間を要しているという実態はある。法務局の制度や市町村による地籍調査など、使えるものは使っていきたい。
  - 警戒避難体制の整備にあたり、雨が変わってきているという住民の意識が不十分であることから、気候変動に対する意識変容をどのように進めていくかが重要なポイントかと考える。人口動態が変化し、さらに高精度な地形情報による調査で区域指定も増えるとなると個人に対して何ができるか考えないといけない。そのようなときに5GやAIの活用が1つの候補となるが、大阪府独自でも行っていくという考えはあるか。
  - 住民の避難意識を変化させる必要があると認識しており、避難スイッチなどを大阪府版に落とし込んで何ができるか、さらには5GやAIなどを組合せることができないかということが、今後の検討課題であると考えている。
  - 土砂災害警戒区域等は居住を誘導しないように進めているのは良いことであると思うが、浸水被害の場合はどのような状況か。
  - 河川の浸水被害についても同様の議論をしているが、大阪府は低平地が多く、そこを外して居住誘導区域を設定することは現実的ではない。そのためソフト対策で対応すると防災指針に定めているのが実情である。また、想定浸水深3m以上の区域だけは外すといった手法をとっている自治体もある。
  - 土砂・洪水氾濫の流域の抽出作業を行っているとのことであり、林業分野とも連携とあるが、同じ航空レーザー測量を使っているのか。また、データの一体的な管理はどのような状況か。森林整備にあたっては所有者特定は大きな問題で、林地台帳を作り所有者をある程度明確にしようとする取組みもある。山側から川下までデータをしっかり整理することが重要と考える。

- 土砂・洪水氾濫の流域の抽出にあたっては、航空レーザー測量を使用しており、砂防部局と森林部局で連携して取得したもの。抽出された流域について、互いにどのようなことができるのか、今後議論していくことになる。座標を有するデータなので、土地に関する情報も載せて整備計画を検討するなど、上手に活用していきたい。
- 大阪府では過去20年ほど大きな土砂災害が発生していないが、広島や九州北部と同程度の甚大な被害が起こる可能性がある。このような土砂災害は豪雨時かつ地形的な特徴を有した場所で発生しており、大阪府においても具体的な場所を絞り込めるのではないかと考える。
- 現在検討中であるが、地域の特性上、一級河川の支川の流域や山地から海までが近い泉州地域の河川をモデル的に抜き出して、本審議会で議論したいと考えている。
- 大阪でも人口減少が確実であり、人口動態の長期的な見直しに対してどのように取り組んでいくのか。場合によっては、移転の補助率を地域ごとに変えるなど、強く移転誘導するという考え方もあるかと思う。
- まちづくり施策とも関連するが、まずは居住誘導区域を指定し、人をそこに集めるという施策があるので、そのような区域を重点化して対策していくのが軸かと考えている。移転施策についても重要度、優先度を付けていくという考え方もあるので、次回以降に案をお示ししたい。
- 降雨特性への対応として定期的にCLを見直すところがあるが、最近の雨のデータをいれてRBFNをも一度計算しても、過去の災害実績を考慮できるように線を選び直すという作業になるので、これだけでは変化は少ないと思われる。
- 最新の降雨特性が反映できるよう、定期的に見直すことで府から発信する情報は精度の高いものとしたいと考えており、「定期的な見直し」という表現にしている。
- 各委員の意見を踏まえ、次回の審議会では、より詳細に議論できるよう事務局には準備をお願いする。

以上